

第4回 森林整備と財源のあり方検討委員会

議事の進め方

第3回の概要	議論の視点
<p>【対象・範囲について】</p> <p>○主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済林として成り立つのは非常に特異な例であり、経済林について、行政で手を入れなければならないというところまで落ち込んでいるということを前提として検討すべきではないか。 ・経済林について条件の善し悪しで区分され、特定の経済林に公益的機能発揮のための公金が支出されることは不公平とならないか。 <p>○合意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「集落管理の森林」、「広葉樹（里山、ブナ林等）」に対する公的関与の必要性については異論なし。 <p>【財源について】</p> <p>○主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国対象の範囲からはみ出す部分、金額として不足する部分に対して、県独自の財源を充てるという考え方はあるが、不足する理由の説明が必要。 <p>【関連施策について】</p> <p>○合意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「担い手対策」、「事業者と森林所有者との関係構築」に対する公的関与の必要性については異論なし。今後、国の対応を見極めた上で対応を考えるべき。 	<p>○公的関与が必要な森林範囲・対象について（資料2）</p> <p>※国森林環境税(仮称)との関係 ※条件が不利な経済林のとらえ方</p> <p>○財源のあり方について（資料3）</p> <p>※国森林環境税(仮称)との関係</p>

